

四半期開示、 証取法で義務付けへ

制度調査部
吉井 一洋

WG 報告を承認、ASBJ で検討開始

【要約】

2005年7月7日の金融審議会の金融分科会第一部会で、ディスクロージャー・ワーキング・グループの「今後の開示制度のあり方について」という報告書が承認された。

報告書では四半期開示を証取法上の制度とし、貸借対照表、損益計算書の他にキャッシュ・フロー計算書やセグメント情報等も対象とすること、監査法人等による保証手続(レビュー)の対象とすること、半期報告の四半期報告への統合などを提言している。

これを受け、ASBJ(企業会計基準委員会)では、2006年々央を目標に、四半期開示の会計基準を検討していく。

2005年7月7日の金融審議会の金融分科会第一部会で、既に6月28日にディスクロージャー・ワーキング・グループから提出されていた「今後の開示制度のあり方について」という報告書が、正式に承認された。報告書は以下の項目について提言をしている。

1. 四半期開示のあり方
2. 証券取引法上の開示規制の再編
3. 投資情報の的確な提供と公平な開示の確保

1. 四半期開示のあり方

・ディスクロージャーWGの報告書

現在、わが国の上場企業に対しては、各証券取引所が四半期開示を義務付けている。2003年4月からは売上高等の開示、2004年4月からは「四半期財務・業績の概況」として財政状態及び経営成績(要約連結貸借対照表、要約連結損益計算書を含む)の開示が義務付けられている。ただし、後者の「四半期財務・業績の概況」の開示の義務付けには3年間の猶予期間が設けられており、実際に義務付けられるのは2007年4月からである。

上記の四半期開示は各証券取引所の規則に基づくものであり、証券取引法等の法律によって定められたものではない。開示内容は監査等の対象となっていないし、虚偽記載に関する証券取引法上の罰則や民事責任(損害賠償)の規定も適用されない。

報告書では、このような点を踏まえ、四半期開示のあり方として、次の考え方を示している。

四半期開示のあり方

企業業績等に係る情報をより適時に開示することが求められている状況の下、証券取引所で行われている四半期開示を証券取引法上の開示としても位置づけるため、次のような方向で整備を図っ



ていくことが適切である。

- (1) 四半期開示の対象会社は、上場会社を基本とする。
- (2) 開示時期は、四半期終了後、最低限 45 日以内とした上で、できる限りその短縮化を図る。
- (3) 開示内容は、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び四半期セグメント情報並びに非財務情報とし、原則連結ベースで記載する。
- (4) 四半期財務諸表に係る作成基準の一層の整備を図る。
- (5) 四半期財務諸表の保証手続としてレビューの導入を図ることとし、レビュー手続に係る保証基準の整備を図る。
- (6) 四半期開示を証券取引法上の制度として位置づけていくに当たって、次の要件が満たされることを前提に、半期報告制度を廃止し、四半期報告制度に統一することを検討する。
 - 財務情報が投資判断を行うために必要な詳しさのものとなること。
 - 必要な非財務情報が開示されること。
 - 必要に応じて単体情報についても開示されること（特に、第 2 四半期）。
 - 開示企業の内部統制が適正に確保されていることを前提に、公認会計士等によるレビュー手続が投資者の信頼を十分に確保した形で実施されること。

(出所)ディスクロージャー・ワーキング・グループ報告の概要 今後の開示制度のあり方について

報告書では、公開企業に対し、証券取引法上の制度として四半期開示を義務付けていくことを提言している。証券取引法上の制度となった場合は、四半期開示の報告書の不提出や虚偽記載は、罰則の対象となり、民事上の責任（損害賠償義務）も負うことになると思われる。

その他、貸借対照表、損益計算書のみならず、キャッシュ・フロー計算書やセグメント情報、非財務情報（財政状態及び経営成績の分析、企業・事業等の状況、株式等の状況）などの開示を求めている点、監査法人等による保証手続（レビュー）の対象としている点、半期報告を四半期報告に統合する方向性を示している点などが注目される。

四半期財務諸表について、公認会計士又は監査法人に従来と同程度の監査を求めるのは時間的に困難である。米国では、四半期財務諸表について、積極的にその適正性を証明する監査ではなく、四半期財務諸表に誤りは認められないことを保証するに留める保証手続（レビュー）が導入されている。報告書では、わが国においても、米国に倣い、四半期財務諸表への保証手続（レビュー）の導入を図っていくよう求めている。

・今後のスケジュール

(4)の四半期財務諸表の作成基準については、報告書では ASBJ（企業会計基準委員会）に策定を要請したいとしている。これを受けて、金融庁は ASBJ に四半期財務諸表の作成基準の策定を正式に要請した。ASBJ は 7 月 8 日の委員会で、正式にこれを受諾し、四半期開示会計基準専門委員会（仮称）を立ち上げ、検討を開始する旨を決定した。ASBJ の検討のスケジュールは次のとおりである。

2005 年第 4 四半期 四半期会計基準の公開草案又は論定整理の公表

2006 年第 1 四半期 適用指針の公開草案又は論定整理公表

2006 年年央 四半期会計基準、同適用指針を公表

一方、四半期で開示すべき非財務情報の内容などは金融庁、四半期開示の保証手続（レビュー）のあり方に関しては企業会計審議会でも検討していく予定である。

最終的には、上記の検討結果を受け、国会に法案を提出し、証券取引法を改正する必要がある。

・適時開示等（決算短信・業績予想）

WG の報告書では、四半期開示の検討に併せて、証券取引所の適時開示等のあり方についても検討された。

報告書では「決算短信の開示内容」に関しては、開示情報の速報性や提出会社の事務負担等、証券

取引法上の開示と証券取引所の適時開示との役割分担に留意して、関係者において十分な検討が行われることが適切であるとしている。

「業績予想のあり方」に関しては、四半期開示により実績がより頻繁に開示されるのであれば、会社自身の業績予想の開示は見直していくべきとの意見と、アナリスト等が全ての上場会社をカバーしているわけではないことから、直ちにやめることは問題との意見の両論を紹介しており、結論は出していない。開示の仕方についてより柔軟な対応ができないかを含め、関係者において十分に検討が行われることが適切としている

2. 証券取引法上の開示規制の再編

WGの報告書では、証券取引法上の開示規制の再編について、次のような提言を行っている。

近年、資産金融型証券（ファンドやABS）を中心に、証券取引法上の有価証券の範囲が拡大してきたこと及び投資サービス法制の下では、開示規制の対象範囲がさらに拡大すると考えられることを踏まえ、次のような方向で開示規制の再編について検討が進められるべきである。

有価証券（投資サービス）をその性質及び流通性に依りて分類し、その分類ごとにふさわしい開示規制のあり方を検討し、体系的な整理を行う。

有価証券（投資サービス）をめぐる取引の態様が将来的にさらに複雑多様化していく可能性を念頭に、開示規制の適用につき、より柔軟に判断をしていけるような枠組みを検討する。

(出所)ディスクロージャー・ワーキング・グループ報告の概要 今後の開示制度のあり方について

については、資産金融型証券に関する資産内容、運用者・運用サービスの内容に関する情報の充実や開示手続きの柔軟化（受託者によるサービシングや分配に関するレポートの活用等）、非上場有価証券に関する有価証券報告書の提出免除要件の拡大、譲渡性が制限される有価証券の公衆縦覧型開示の免除などを検討することが提言されている。

報告書は、上記の、他に、以下も検討するよう提言している。

投資サービス法制におけるプロ/アマ規制のあり方の検討に対応し、適格機関投資家の範囲の拡大、プロ私募の要件である転売規制の柔軟化等について検討する。

開示に必要な情報を確実に入手し提供できる者に開示義務を負わせることをベースに、発行者概念を整理する。

投資サービス法制における証券取引法以外の業法との整理を踏まえ、他の業法による開示規制との整理・統合について検討する。

3. 投資情報の的確な提供と公正な開示の確保

WGの報告書では、「投資情報の的確な提供と公正な開示の確保」について次のように述べている。

証券取引所における適時開示や証券取引法上の公正取引規制の徹底等を図っていくとともに、証券市場における公正・公平な情報提供の確保との課題について、証券市場をめぐる今後の動向等を注視しながら、引き続き多面的に検討を行っていく必要がある。

証券市場の効率性を向上させるためのインフラ整備として、電子開示システム（EDINET）の機能拡充及びXBRL化を図っていく必要がある。

(出所)ディスクロージャー・ワーキング・グループ報告の概要 今後の開示制度のあり方について

報告書では、IR活動とアナリストによる投資情報の分析・提供機能が一層重要になっていること、それに伴い、証券アナリストの中立性の確保がこれまで以上に重要になっていることを指摘している。その上で、アナリストの中立性確保については、既に日本証券業協会と日本証券アナリスト協会によりルールが整備されており、関係者がルールの徹底に向けた努力を行うべきとしている。

報告書では、米国のフェア・ディスクロージャー(公正開示)規制^(注1)を始め、諸外国では違反者による取引行為の有無等にかかわらず、歪んだ情報提供自体を規制するルールが導入されている旨を紹介している。しかし、米国のフェア・ディスクロージャー規制に関しては、わが国では米国のようなアナリストをめぐるガイダンス問題^(注2)は顕著な形では生じていない、もし同様の規制を導入すれば企業は情報の提供に過度に消極的になるなどの反対意見を挙げており、導入に消極的な姿勢を示している。

(注 1)米国のフェア・ディスクロージャー(公正開示)規制では、特定の第三者に重要かつ非公開の情報を意図的に開示した場合には同時に、意図的でなく開示した場合には速やかに、当該情報を公開するよう義務付けている。

(注 2)企業が、株価の乱高下を避けるため、アナリストの予想が実績に近いものとなるよう、特定のアナリストに業績に関する情報を伝え、予想が実績に近づくよう誘導するような行為を指す。